

久米島町消防本部庁舎改修工事

【機械設備】

図 面 目 録			
図 面 番 号	図 面 名 称	図面 サイズ	縮 尺
M - 1	特記仕様書 - 1	A 1	N / S
M - 2	特記仕様書 - 2	A 1	N / S
M - 3	特記仕様書 - 3	A 1	N / S
M - 4	特記仕様書 - 4	A 1	N / S
M - 5	1階機械設備平面図（改修後）	A 1	1 / 100
M - 6	2階機械設備平面図（改修後）	A 1	1 / 100
M - 7	R階機械設備平面図（改修後）	A 1	1 / 100
M - 8	1・2階機械設備平面詳細図（改修後）	A 1	1 / 50
M - 9	1階機械設備平面図（改修前）	A 1	1 / 100
M - 10	2階機械設備平面図（改修前）	A 1	1 / 100
M - 11	R階機械設備平面図（改修前）	A 1	1 / 100
M - 12	1・2階機械設備平面詳細図（改修前）	A 1	1 / 50
KM - 01	仮設トイレ・シャワー配置図	A 1	1 / 100

令和 8 年度

久 米 島 町

工事名称		久米島町消防本部庁舎改修工事		工事年度		令和 8 年度	
工事場所		久米島町嘉手苅970番地		図面名称 縮 尺		表紙・目録 S=N	
発注機関		久米島町		図面番号		M - 00	
適 用							
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	(株) アート設計	
					資格者氏名	前川 朝貞 第114945号	
					登 録 番 号	(株) アート設計 第153-95号	
					所 在 地	那覇市銘苅3丁目23番16号	

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】

沖縄県土木建築部

令和7年10月 改定版

1 工事概要

(1) 工 事 名 : 久米島町消防本部庁舎改修工事

(2) 工事場所 : 久米島町嘉手苅970番地

(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
		(m2)	消防法施行令別表第一
計			

(注:延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
			屋外
空気調和設備			
換気設備			
排煙設備			
自動制御設備			
衛生器具設備			
給水設備			
排水設備			
給湯設備			
消火設備			
ガス設備			
厨房機器設備			
浄化槽設備			
エレベーター設備			
小荷物専用昇降機設備			
エスカレーター設備			
撤去工事			
発生材処理			
軽微な電気設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、 令和 年 月 日 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 年 月 日 の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。),「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準図」という。)による。

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)による。

(2) 特記仕様

ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。

ウ 項目に記載の(. .)内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】
https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】
https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf
【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】
ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

(14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。
https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html

工事名称	久米島町消防本部庁舎改修工事	工事年度	令和 8 年度
工事場所	久米島町嘉手苅970番地	図面名称	特記仕様書(機械設備)ー1
発注機関	久米島町	縮尺	－
概要		図面番号	M- 01
検印	管理建築士	設計	製図
			設計者
			名称
			資格者氏名 前川 朝貞 第114945号
			登録番号 (株)アート設計 第153-95号
			所在地 那覇市銘苅3丁目23番16号

		○ 9 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。				
		○ 10 設計図CAD データの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。				
		○ 11 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から 令和 年 月 日 までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。				
		○ 12 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※ 資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・ 資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・ 資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。				
		○ 13 主任技術者又は監理技術者の兼務	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。				
		○ 14 電気保安技術者 (1.3.2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。				
		15 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()				
		○ 16 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号)				
		○ 17 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。				
		○ 18 発生材の処理等 (1.3.9)					
		○ 19 発生物の処理等 (1.3.10)					
		○ 20 発生物の処理等 (1.3.11)					
		○ 21 発生物の処理等 (1.3.12)					
		○ 22 発生物の処理等 (1.3.13)					
		○ 23 発生物の処理等 (1.3.14)					
		○ 24 発生物の処理等 (1.3.15)					
		○ 25 発生物の処理等 (1.3.16)					
		○ 26 発生物の処理等 (1.3.17)					
		○ 27 発生物の処理等 (1.3.18)					
		○ 28 発生物の処理等 (1.3.19)					
		○ 29 発生物の処理等 (1.3.20)					
		○ 30 発生物の処理等 (1.3.21)					
		○ 31 発生物の処理等 (1.3.22)					
		○ 32 発生物の処理等 (1.3.23)					
		○ 33 発生物の処理等 (1.3.24)					
		○ 34 発生物の処理等 (1.3.25)					
		○ 35 発生物の処理等 (1.3.26)					
		○ 36 発生物の処理等 (1.3.27)					
		○ 37 発生物の処理等 (1.3.28)					
		○ 38 発生物の処理等 (1.3.29)					
		○ 39 発生物の処理等 (1.3.30)					
		○ 40 発生物の処理等 (1.3.31)					
		○ 41 発生物の処理等 (1.3.32)					
		○ 42 発生物の処理等 (1.3.33)					
		○ 43 発生物の処理等 (1.3.34)					
		○ 44 発生物の処理等 (1.3.35)					
		○ 45 発生物の処理等 (1.3.36)					
		○ 46 発生物の処理等 (1.3.37)					
		○ 47 発生物の処理等 (1.3.38)					
		○ 48 発生物の処理等 (1.3.39)					
		○ 49 発生物の処理等 (1.3.40)					
		○ 50 発生物の処理等 (1.3.41)					
		○ 51 発生物の処理等 (1.3.42)					
		○ 52 発生物の処理等 (1.3.43)					
		○ 53 発生物の処理等 (1.3.44)					
		○ 54 発生物の処理等 (1.3.45)					
		○ 55 発生物の処理等 (1.3.46)					
		○ 56 発生物の処理等 (1.3.47)					
		○ 57 発生物の処理等 (1.3.48)					
		○ 58 発生物の処理等 (1.3.49)					
		○ 59 発生物の処理等 (1.3.50)					
		○ 60 発生物の処理等 (1.3.51)					
		○ 61 発生物の処理等 (1.3.52)					
		○ 62 発生物の処理等 (1.3.53)					
		○ 63 発生物の処理等 (1.3.54)					
		○ 64 発生物の処理等 (1.3.55)					
		○ 65 発生物の処理等 (1.3.56)					
		○ 66 発生物の処理等 (1.3.57)					
		○ 67 発生物の処理等 (1.3.58)					
		○ 68 発生物の処理等 (1.3.59)					
		○ 69 発生物の処理等 (1.3.60)					
		○ 70 発生物の処理等 (1.3.61)					
		○ 71 発生物の処理等 (1.3.62)					
		○ 72 発生物の処理等 (1.3.63)					
		○ 73 発生物の処理等 (1.3.64)					
		○ 74 発生物の処理等 (1.3.65)					
		○ 75 発生物の処理等 (1.3.66)					
		○ 76 発生物の処理等 (1.3.67)					
		○ 77 発生物の処理等 (1.3.68)					
		○ 78 発生物の処理等 (1.3.69)					
		○ 79 発生物の処理等 (1.3.70)					
		○ 80 発生物の処理等 (1.3.71)					
		○ 81 発生物の処理等 (1.3.72)					
		○ 82 発生物の処理等 (1.3.73)					
		○ 83 発生物の処理等 (1.3.74)					
		○ 84 発生物の処理等 (1.3.75)					
		○ 85 発生物の処理等 (1.3.76)					
		○ 86 発生物の処理等 (1.3.77)					
		○ 87 発生物の処理等 (1.3.78)					
		○ 88 発生物の処理等 (1.3.79)					
		○ 89 発生物の処理等 (1.3.80)					
		○ 90 発生物の処理等 (1.3.81)					
		○ 91 発生物の処理等 (1.3.82)					
		○ 92 発生物の処理等 (1.3.83)					
		○ 93 発生物の処理等 (1.3.84)					
		○ 94 発生物の処理等 (1.3.85)					
		○ 95 発生物の処理等 (1.3.86)					
		○ 96 発生物の処理等 (1.3.87)					
		○ 97 発生物の処理等 (1.3.88)					
		○ 98 発生物の処理等 (1.3.89)					
		○ 99 発生物の処理等 (1.3.90)					
		○ 100 発生物の処理等 (1.3.91)					
		○ 101 発生物の処理等 (1.3.92)					
		○ 102 発生物の処理等 (1.3.93)					
		○ 103 発生物の処理等 (1.3.94)					
		○ 104 発生物の処理等 (1.3.95)					
		○ 105 発生物の処理等 (1.3.96)					
		○ 106 発生物の処理等 (1.3.97)					
		○ 107 発生物の処理等 (1.3.98)					
		○ 108 発生物の処理等 (1.3.99)					
		○ 109 発生物の処理等 (1.3.100)					
		○ 110 発生物の処理等 (1.3.101)					
		○ 111 発生物の処理等 (1.3.102)					
		○ 112 発生物の処理等 (1.3.103)					
		○ 113 発生物の処理等 (1.3.104)					
		○ 114 発生物の処理等 (1.3.105)					
		○ 115 発生物の処理等 (1.3.106)					
		○ 116 発生物の処理等 (1.3.107)					
		○ 117 発生物の処理等 (1.3.108)					
		○ 118 発生物の処理等 (1.3.109)					
		○ 119 発生物の処理等 (1.3.110)					
		○ 120 発生物の処理等 (1.3.111)					
		○ 121 発生物の処理等 (1.3.112)					
		○ 122 発生物の処理等 (1.3.113)					
		○ 123 発生物の処理等 (1.3.114)					
		○ 124 発生物の処理等 (1.3.115)					
		○ 125 発生物の処理等 (1.3.116)					
		○ 126 発生物の処理等 (1.3.117)					
		○ 127 発生物の処理等 (1.3.118)					
		○ 128 発生物の処理等 (1.3.119)					
		○ 129 発生物の処理等 (1.3.120)					
		○ 130 発生物の処理等 (1.3.121)					
		○ 131 発生物の処理等 (1.3.122)					
		○ 132 発生物の処理等 (1.3.123)					
		○ 133 発生物の処理等 (1.3.124)					
		○ 134 発生物の処理等 (1.3.125)					
		○ 135 発生物の処理等 (1.3.126)					
		○ 136 発生物の処理等 (1.3.127)					
		○ 137 発生物の処理等 (1.3.128)					
		○ 138 発生物の処理等 (1.3.129)					
		○ 139 発生物の処理等 (1.3.130)					
		○ 140 発生物の処理等 (1.3.131)					
		○ 141 発生物の処理等 (1.3.132)					
		○ 142 発生物の処理等 (1.3.133)					
		○ 143 発生物の処理等 (1.3.134)					
		○ 144 発生物の処理等 (1.3.135)					
		○ 145 発生物の処理等 (1.3.136)					
		○ 146 発生物の処理等 (1.3.137)					
		○ 147 発生物の処理等 (1.3.138)					
		○ 148 発生物の処理等 (1.3.139)					
		○ 149 発生物の処理等 (1.3.140)					
		○ 150 発生物の処理等 (1.3.141)					
		○ 151 発生物の処理等 (1.3.142)					
		○ 152 発生物の処理等 (1.3.143)					
		○ 153 発生物の処理等 (1.3.144)					
		○ 154 発生物の処理等 (1.3.145)					
		○ 155 発生物の処理等 (1.3.146)					
		○ 156 発生物の処理等 (1.3.147)					
		○ 157 発生物の処理等 (1.3.148)					
		○ 158 発生物の処理等 (1.3.149)					
		○ 159 発生物の処理等 (1.3.150)					
		○ 160 発生物の処理等 (1.3.151)					
		○ 161 発生物の処理等 (1.3.152)					
		○ 162 発生物の処理等 (1.3.153)					
		○ 163 発生物の処理等 (1.3.154)					
		○ 164 発生物の処理等 (1.3.155)					
		○ 165 発生物の処理等 (1.3.156)					
		○ 166 発生物の処理等 (1.3.157)					
		○ 167 発生物の処理等 (1.3.158)					
		○ 168 発生物の処理等 (1.3.159)					
		○ 169 発生物の処理等 (1.3.160)					
		○ 170 発生物の処理等 (1.3.161)					
		○ 171 発生物の処理等 (1.3.162)					
		○ 172 発生物の処理等 (1.3.163)					
		○ 173 発生物の処理等 (1.3.164)					
		○ 174 発生物の処理等 (1.3.165)					
		○ 175 発生物の処理等 (1.3.166)					
		○ 176 発生物の処理等 (1.3.167)					
		○ 177 発生物の処理等 (1.3.168)					
		○ 178 発生物の処理等 (1.3.169)					
		○ 179 発生物の処理等 (1.3.170)					
		○ 180 発生物の処理等 (1.3.171)					
		○ 181 発生物の処理等 (1.3.172)					
		○ 182 発生物の処理等 (1.3.173)					
		○ 183 発生物の処理等 (1.3.174)					
		○ 184 発生物の処理等 (1.3.175)					
		○ 185 発生物の処理等 (1.3.176)					
		○ 186 発生物の処理等 (1.3.177)					
		○ 187 発生物の処理等 (1.3.178)					
		○ 188 発生物の処理等 (1.3.179)					
		○ 189 発生物の処理等 (1.3.180)					
		○ 190 発生物の処理等 (1.3.181)					
		○ 191 発生物の処理等 (1.3.182)					
		○ 192 発生物の処理等 (1.3.183)					
		○ 193 発生物の処理等 (1.3.184)					
		○ 194 発生物の処理等 (1.3.185)					
		○ 195 発生物の処理等 (1.3.186)					
		○ 196 発生物の処理等 (1.3.187)					
		○ 197 発生物の処理等 (1.3.188)					
		○ 198 発生物の処理等 (1.3.189)					
		○ 199 発生物の処理等 (1.3.190)					
		○ 200 発生物の処理等 (1.3.191)					
		○ 201 発生物の処理等 (1.3.192)					
		○ 202 発生物の処理等 (1.3.193)					
		○ 203 発生物の処理等 (1.3.194)					
		○ 204 発生物の処理等 (1.3.195)					
		○ 205 発生物の処理等 (1.3.196)					
		○ 206 発生物の処理等 (1.3.197)					
		○ 207 発生物の処理等 (1.3.198)					
		○ 208 発生物の処理等 (1.3.199)					
		○ 209 発生物の処理等 (1.3.200)					
		○ 210 発生物の処理等 (1.3.201)					
		○ 211 発生物の処理等 (1.3.202)					
		○ 212 発生物の処理等 (1.3.203)					
		○ 213 発生物の処理等 (1.3.204)					
		○ 214 発生物の処理等 (1.3.205)					
		○ 215 発生物の処理等 (1.3.206)					
		○ 216 発生物の処理等 (1.3.207)					
		○ 217 発生物の処理等 (1.3.208)					
		○ 218 発生物の処理等 (1.3.209)					
		○ 219 発生物の処理等 (1.3.210)					
		○ 220 発生物の処理等 (1.3.211)					
		○ 221 発生物の処理等 (1.3.212)					
		○ 222 発生物の処理等 (1.3.213)					
		○ 223 発生物の処理等 (1.					

○ 19 工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※ 火災保険 ※ 組立保険 ※ 請負業者賠償責任保険 ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	○ 26 情報共有システムの使用	(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (5) 建築物等の利用に関する説明書について ○ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定す (6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。 本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】:ブロードバンド回線 【パソコンOS】 :Microsoft Windows 11 【推奨ブラウザ】 :Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。	2 配管材料(2.1.2) 3 埋設配管(2.7.1) 4 保温工事(3.1.1) 5 塗装(3.2.1) ○ 6 仮設工事(4.1.1)	管材は別表ー2による。ただし、図示されたものを除く。 ・ 地中埋設標の設置は図示によるほか屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・ アスファルト舗装以外の地中埋設標は、(・ コンクリート製 ・ 鉄製)とする。 図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。 露出部分は全て塗装を施すこと。 本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。 監督員事務所を本工事で(※設置しない ・ 設置する(・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用))。監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 <table><tr><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・ 足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																														
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																				
○ 20 ゆいくる材について	(1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。	27 標識その他(1.7.4)	主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製等の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。	7 土工事(4.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ※ 構内敷きならし ・ 構内たい積 ・ 場外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)()																																		
○ 21 機材の品質等(1.4.2)	※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	○ 28 機材	監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。	○ 8 その他	(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・ 水道引込に係る負担金(円) ・ ガス引込に係る負担金(円)																																		
22 技能士(1.5.2)	技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事業業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業業)	○ 29 施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。		(3) 図示されたものを除き、以下による。 ※																																		
23 化学物質の濃度測定(1.5.10)	(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 <table><tr><th>測定対象室</th><th>測定箇所数</th><th>測定時期</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考													○ 30 耐震施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ※「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ ・ (2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 (3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。	空気調和設備工事 1 空気調和機 室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。) ※端子板にヤモリガード対策を施す。 2 制気口 図示されていない制気口の材質は(・ 銅板 ・ アルミニウム板)とする。 3 ダクト(1.14.3) 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、 ・ アングルフランジ ・ コーナーボルト(・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ)工法とする。 4 ダクト付属品 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト 5 設計温湿度条件 設計温湿度条件は以下による。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">外気</th><th colspan="2">室内()</th></tr><tr><th>温度(℃)</th><th>湿度(%)</th><th>温度(℃)</th><th>湿度(%)</th></tr><tr><td>夏季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		外気		室内()		温度(℃)	湿度(%)	温度(℃)	湿度(%)	夏季					冬季				
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																																				
	外気		室内()																																				
	温度(℃)	湿度(%)	温度(℃)	湿度(%)																																			
夏季																																							
冬季																																							
24 技術検査(1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。()	31 磁気探査	本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。	6 その他	※																																		
○ 25 完成時の提出図書(1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。	○ 32 墜落制止用器具	墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。		工事名称 久米島町消防本部庁舎改修工事 工事年度 令和 8 年度 工事場所 久米島町嘉手苅970番地 図面名称 特記仕様書(機械設備)ー3 発注機関 久米島町 縮尺 - 概要 図面番号 M- 03 検印 管理建築士 設計 製図 設計者 名称 (株)アート設計 資格者氏名 前川 朝貞 第114945号 登録番号 (株)アート設計 第153-95号 所在地 那覇市銘苅3丁目23番16号																																		
		○ 33 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。																																				
		○ 34 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業																																				
		35 その他	※																																				
		共通工事																																					
		1 総合試運転調整等(1.3.3)	総合調整は以下の項目を行うこと。 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の調整 ・ 室内気流及びじんあいの調整 ・ 騒音、振動の調整 ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定 ・ 運転状態(総合試運転調整結果)の記録																																				

別表－1（関連工事との取り合い）

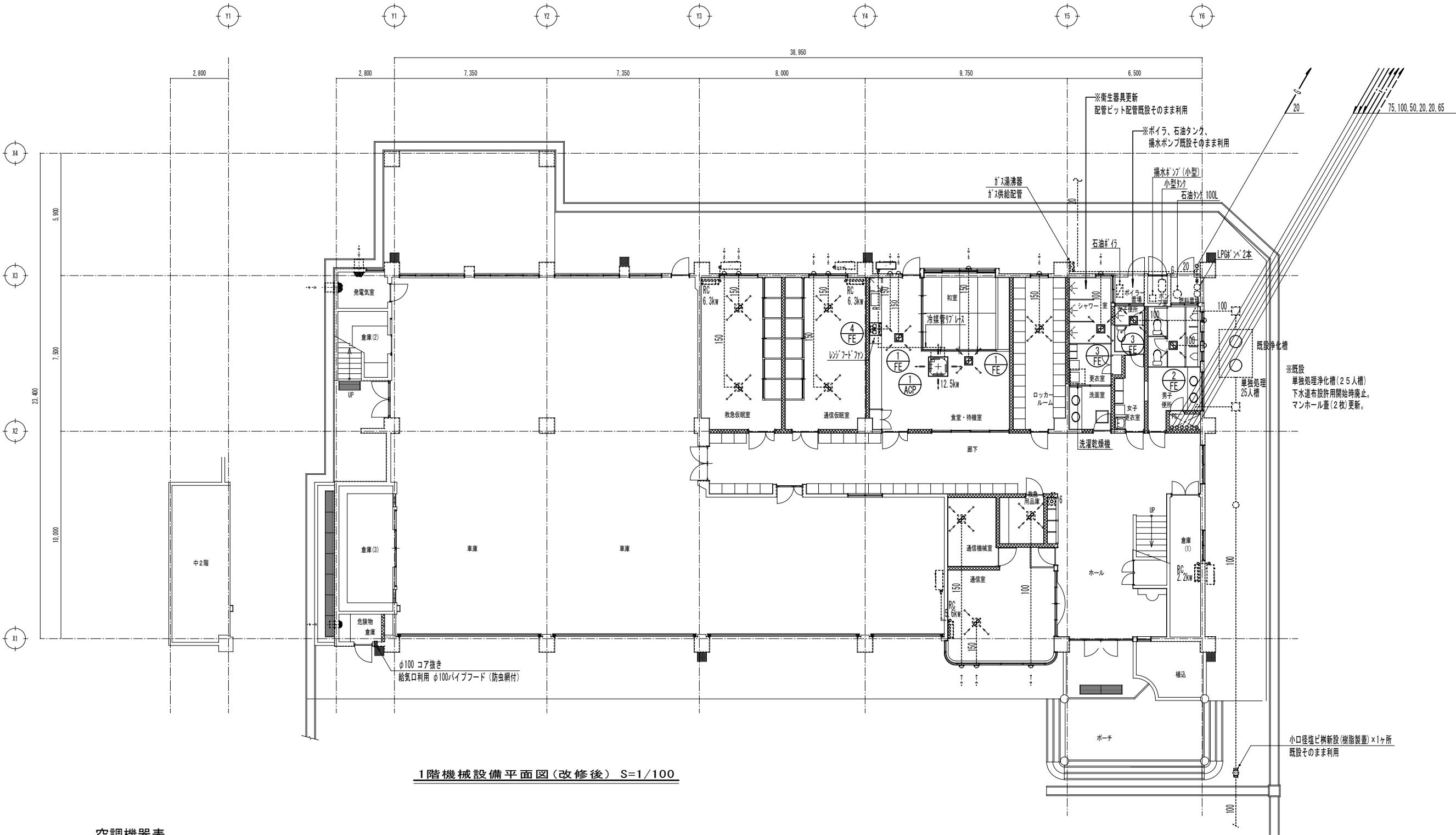
工事内容		本工事 機械	別途工事 電気 建築	
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	※		・
	架台、アンカーボルト	※		・
貫通スリーブ （はり、床、壁）	スリーブ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	スリーブの穴埋め	※		・
箱入れ （はり、床、壁）	箱入れ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	型枠の穴埋め	※		・
天井、壁の切り込み	墨出し	※		・
	下地組み、ボード類切り込み （吹出口、吸込口、消火栓等）	・		※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		※
インサート	インサート	※		・
外気取付ガ拉里	ダクト、チャンパーの接続用フランジを含む	・		※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	・	※	
	上記の配線	※	・	
	パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※	
	上記の配線	※	・	
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・	
	上記の配管、配線	・	※	
自動制御	電気配管	・	・	
	電気配線	・	・	
	電源供給	・	※	
浄化槽	コンクリート躯体	・		・
	基礎コンクリート	※		・
	基礎杭	・		・
	根切り、埋戻し	※		・
	残土処理	※		・
	防護柵	・		・
	土止め工事	・		・
	保護砂	・		・
	湧水処理	・		・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・		・
	操作盤までの1次側電気工事	・	※	
操作盤以降の2次側電気工事	※	・		
樋	ルーフドレイン及び立て樋	・		※
	立て樋接続用埋設横引管	・		※
流し類	台所流し台、手洗い流し台（SUS人研ぎ共）	・		※
	上記の配管接続	※		・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	※		・
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	※		・
身障者用手すり	衛生器具回り	※		・
	その他手すり	・		※
		・	・	・

※配線は接続を含むものとする。

別表－2（管材）

用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
冷媒管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
給水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
給湯管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
消火管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
排水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
通気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
ガス管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内）	
特記事項		
※ 冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。		
※		

工事名称	久米島町消防本部庁舎改修工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	久米島町嘉手苅970番地			図面名称	特記仕様書（機械設備）－4	
発注機関	久米島町			縮尺	－	
概要				図面番号	M- 04	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	(株)アート設計
					資格者氏名	前川 朝貞 第114945号
					登録番号	(株)アート設計 第153-95号
					所在地	那覇市銘苅3丁目23番16号



1階機械設備平面図(改修後) S=1/100

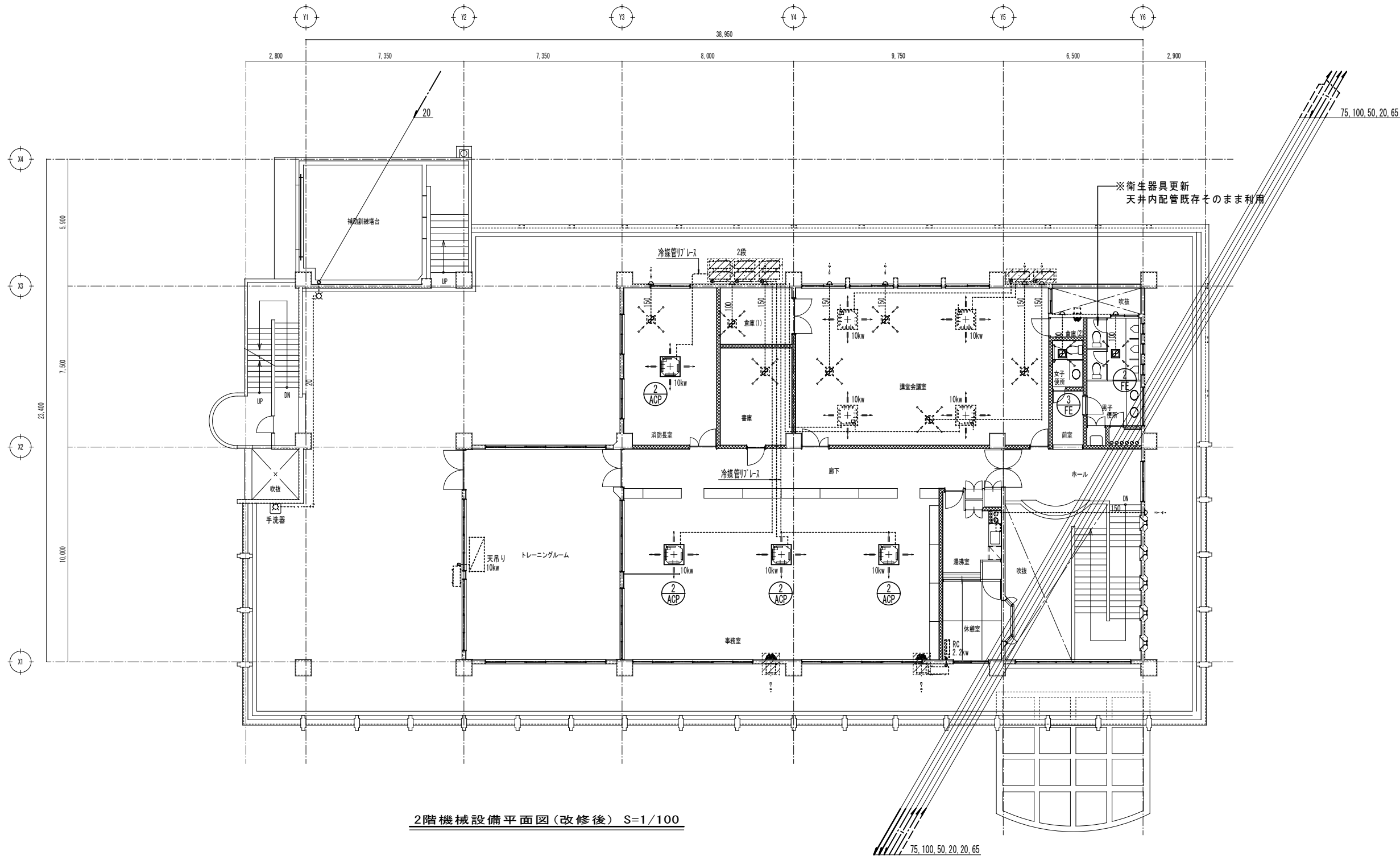
空調機器表

記号	機種	台数	定格冷却能力(kW)	定格消費電力(kW)	定格加熱能力(kW)	定格消費電力(kW)	冷媒管サイズ	階数	部屋名	タイプ	単相100V	単相200V	3相200V
ACP-1	パッケージエアコンディショナ(空冷式)	1	12.5	3.37	14	3.32	9.5/15.9	1F	食堂・待機室	天井カセット4方向			○
ACP-2	パッケージエアコンディショナ(空冷式)	1	10.0	2.37	11.2	2.47	9.5/15.9	2F	消防長室	天井カセット4方向			○
	パッケージエアコンディショナ(空冷式)	3	10.0	2.37	11.2	2.47	9.5/15.9	2F	事務室	天井カセット4方向			○

特記事項

- パッケージエアコンディショナ（空冷式）能力及び消費電力は、JIS B 8616に規定された定格条件による。
- 室外機は防錆処理を施すこと・ゆにてつくす・ニチポー（5年保証を提出）。
- 室外機は台風対策として転倒防止用SUS製ワイヤー掛けとする。
- 冷媒管の内外露出部分はスリムダクト化粧カバー押えとする。
- 室外機に基盤はヤモリガード対応とする。
- 空調冷媒管は、天井内温度差で結露が想定される時は断熱処理を施すこと。

工事名称	久米島町消防本部庁舎改修工事			工事年度	令和 8 年度		
工事場所	久米島町嘉手苅970番地			図面名称	1階機械設備平面図(改修後)		
発注機関	久米島町			縮 尺	S=1:100		
摘 要				図面番号	M - 05		
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	(株)アート設計		
				資格者氏名	前川 朝貞 第114945号		
				登録番号	(株)アート設計 第153-95号		
				所在地	那覇市銘苅3丁目23番16号		



2階機械設備平面図(改修後) S=1/100

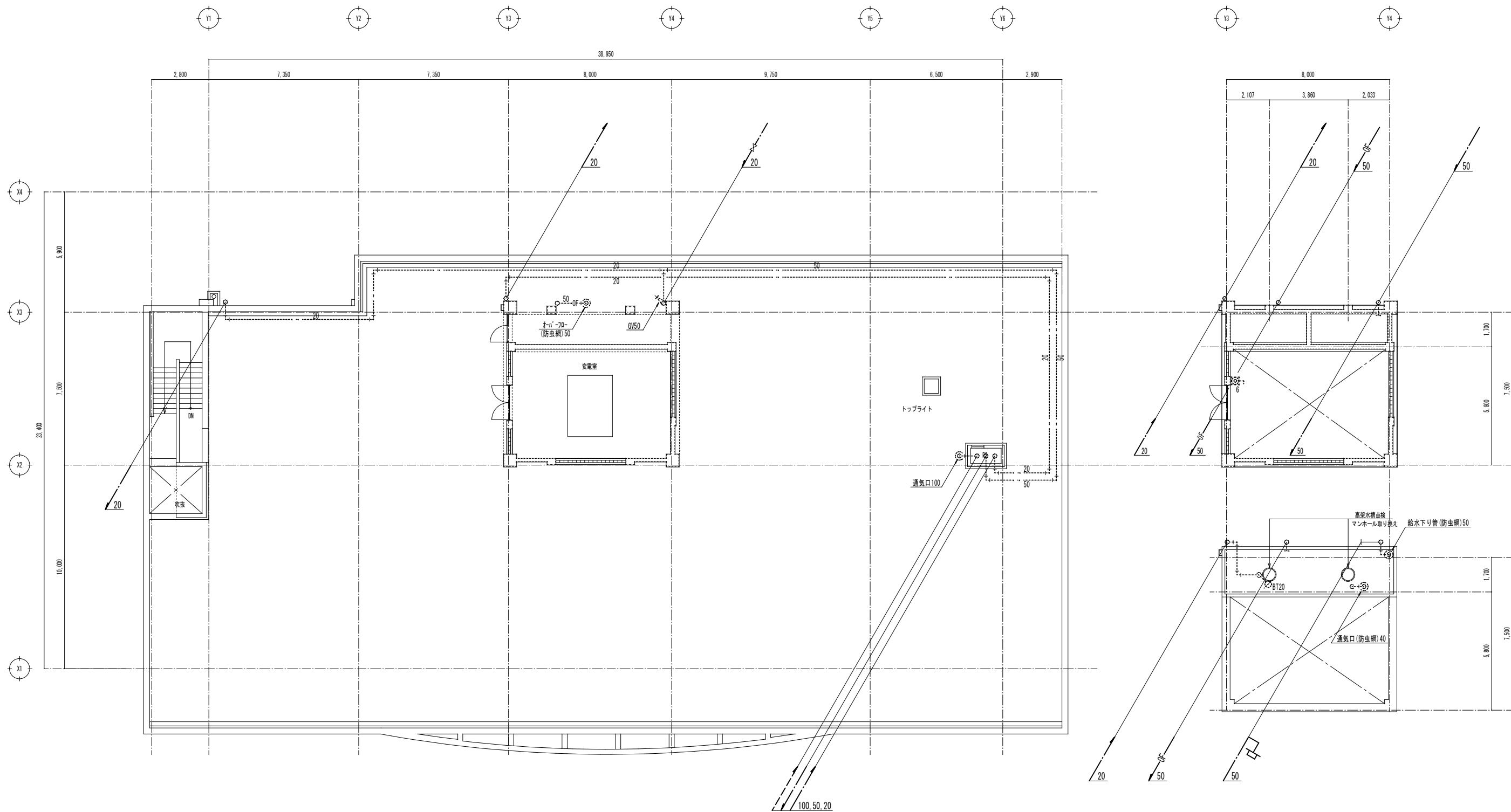
換気機器表

記号	機種	台数	風量 (m3/h)	定格消費電力 (W)	エンタルピー交換冷房時 (%)	エンタルピー交換暖房時 (%)	階数	部屋名	タイプ	機外静圧 (pa)	単相100v	単相200v
FE-1	天井埋込型換気扇	2	300	49	-	-	1F	食堂・待機室	天埋 (AC)	40	○	
FE-2	天井埋込型換気扇	1	170	23	-	-	1F	男子便所	天埋 (AC)	40	○	
	天井埋込型換気扇	1	170	23	-	-	2F	男子便所	天埋 (AC)	40	○	
FE-3	天井埋込型換気扇	1	100	13	-	-	1F	シャワー室	天埋 (AC)	30	○	
	天井埋込型換気扇	1	100	13	-	-	2F	女子便所	天埋 (AC)	30	○	
	天井埋込型換気扇	1	100	13	-	-	1F	女子便所	天埋 (AC)	30	○	
FE-4	レンジフードファン	1	400	122	-	-	1F	食堂・待機室	レンジ (AC)	100	○	
SA-1	給気口 (防虫網付)	1			-	-	1F	危険物倉庫	壁			

特記事項

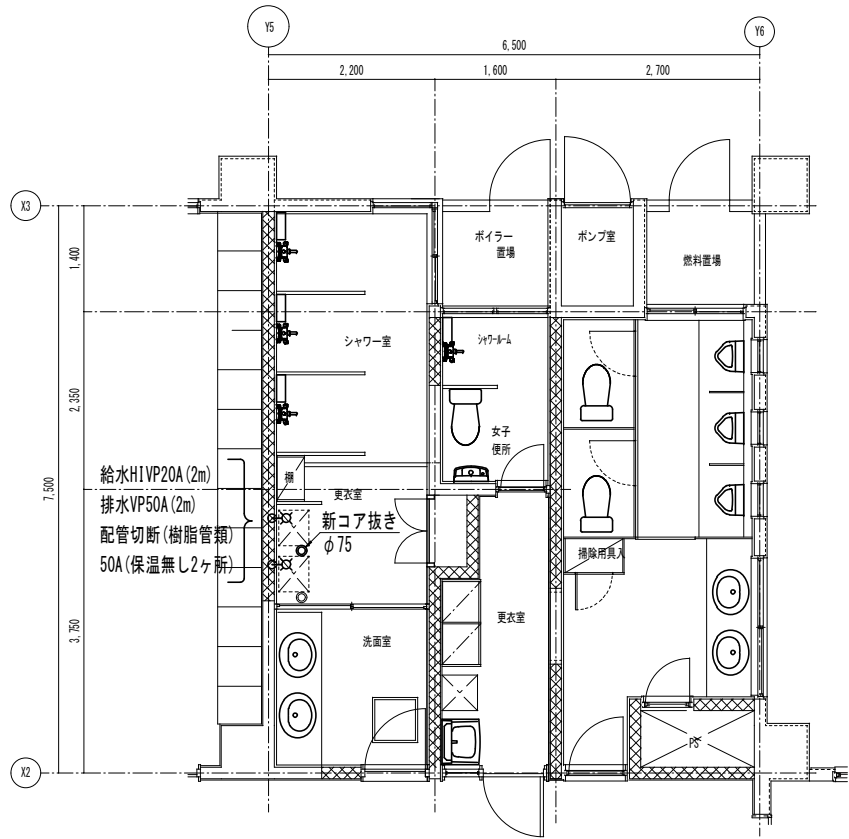
- 2) 排気ファンの風量及び及び消費電力はJIS C 9603に規定された数値とする。
4) (換気扇コントロールスイッチは既設利用)

工事名称	久米島町消防本部庁舎改修工事			工事年度	令和 8 年度		
工事場所	久米島町嘉手苅970番地			図面名称	2階機械設備平面図(改修後)		
発注機関	久米島町			縮 尺	S=1:100		
摘 要				図面番号	M - 06		
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	(株)アート設計		
				資格者氏名	前川 朝貞 第114945号		
				登録番号	(株)アート設計 第153-95号		
				所在地	那覇市銘苅3丁目23番16号		

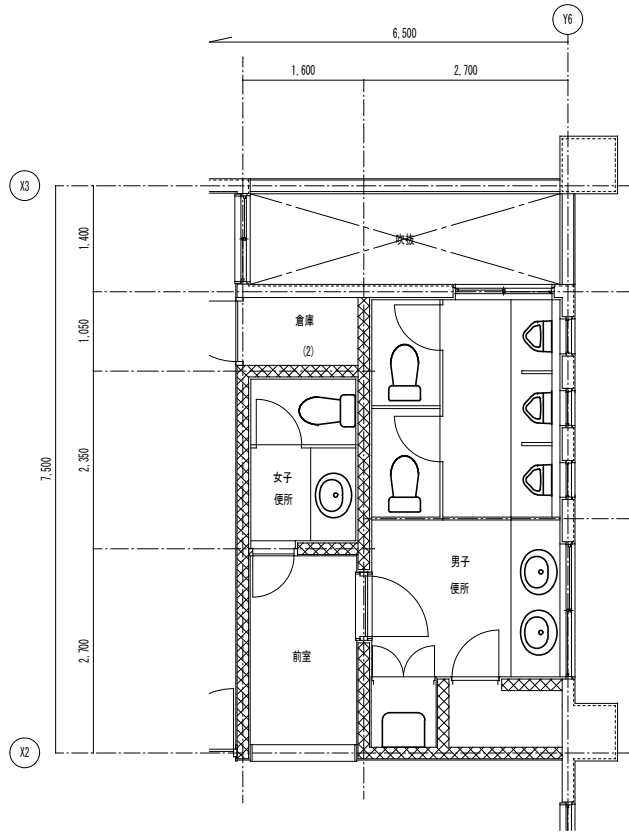


R階機械設備平面図(改修後) S=1/100

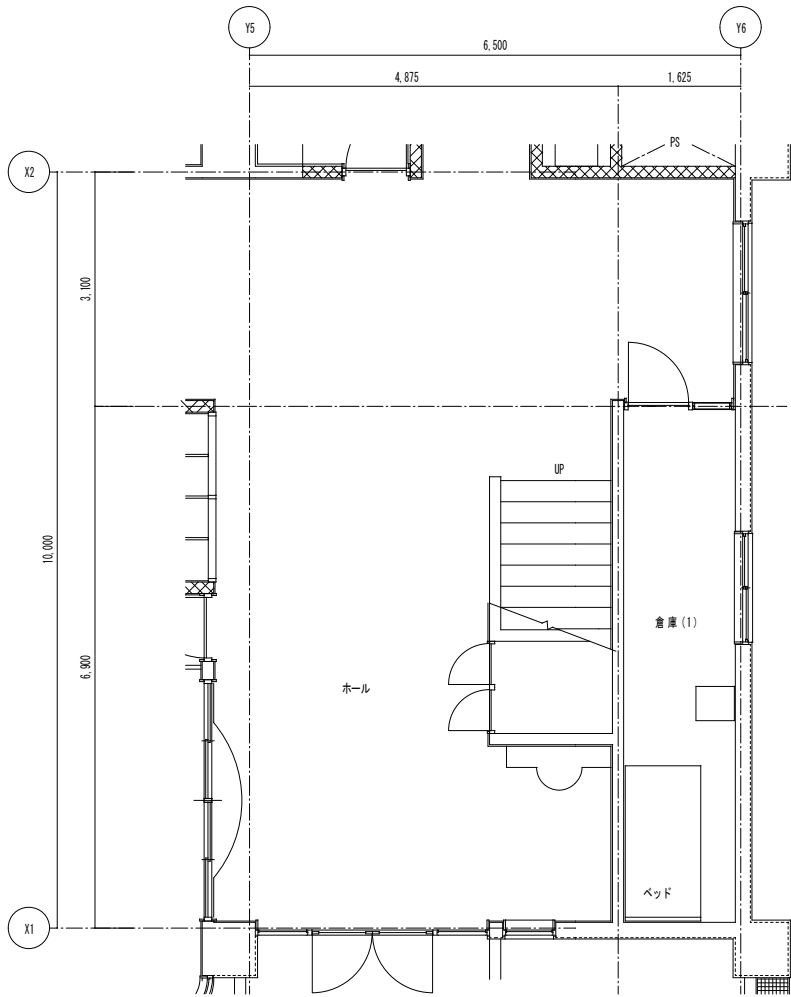
工事名称		久米島町消防本部庁舎改修工事		工事年度	令和 8 年度
工事場所		久米島町嘉手苅970番地		図面名称	R階機械設備平面図(改修後)
発注機関		久米島町		縮 尺	S=1:100
摘 要				図面番号	M - 07
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	(株)アート設計
				資格者氏名	前川 朝貞 第114945号
				登録番号	(株)アート設計 第153-95号
				所在地	那覇市銘苅3丁目23番16号



1階機械設備平面詳細図 (改修後) S=1/50



2階機械設備平面詳細図 (改修後) S=1/50



1階機械設備平面詳細図 (改修後) S=1/50

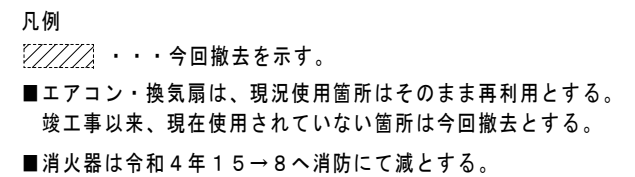
(階段下倉庫)

衛生器具一覧表 (更新)

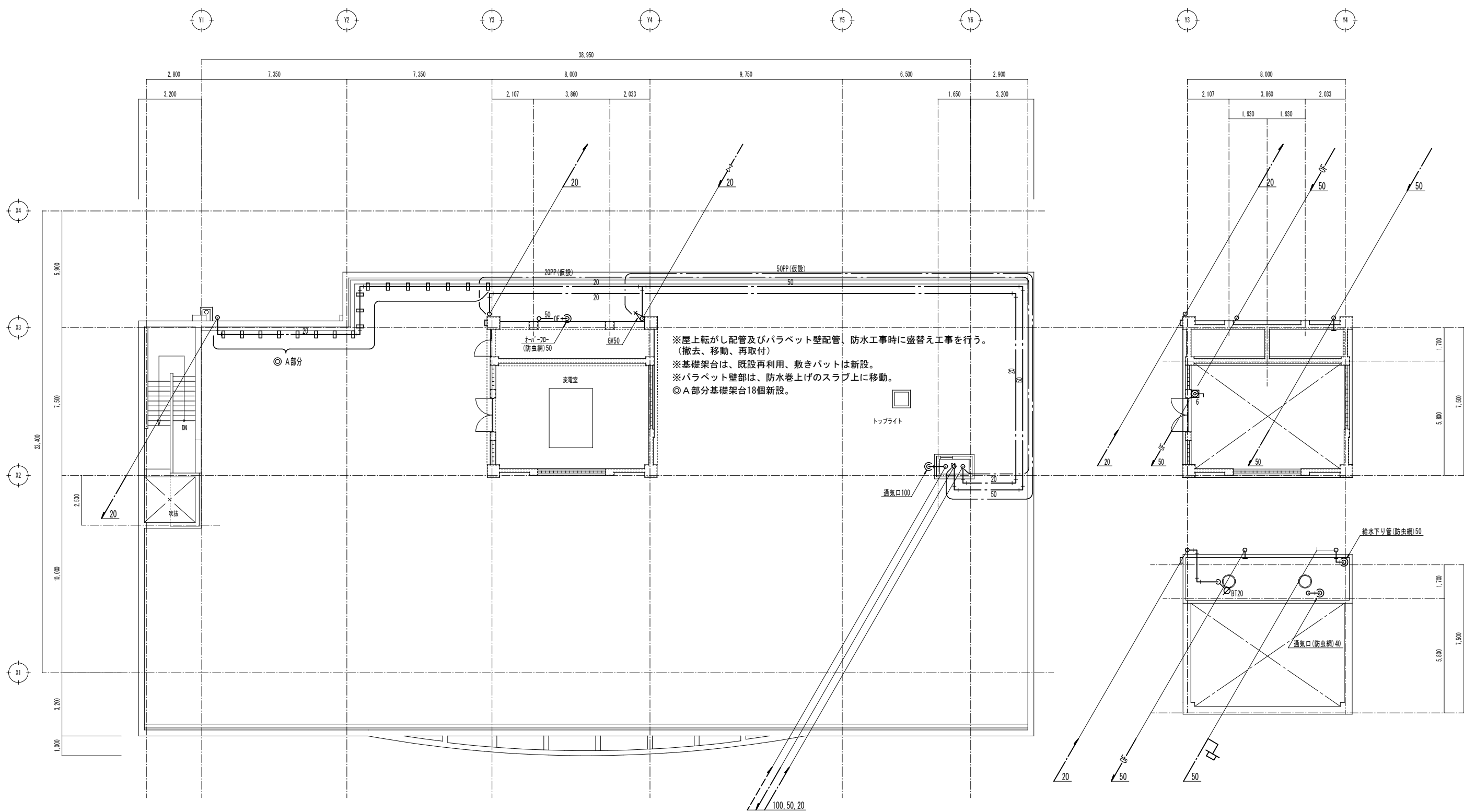
番号	品名	重量 (kg)	JIS記号	品番	備考	電源	消費電力 (w)	1階					合 計
								シャワー室	女子便所	男子便所	女子便所	男子便所	
1	洋風大便器 (リフト [®] ル)	29.6+16.4 =46	C1200S	TOTO : CS232BM/SH232BA/TCF6623	組合せ便器、ロータンク	AC100V	313						
				LIXIL : BC-Z30H/DT-Z350H/CW-KB31A	温水洗浄式便座、止水栓、その他一式				1	2	1	2	6
2	小便器		U510	TOTO : UFH507CR/TG600PN	床置き床排水小便器					3		3	6
				LIXIL : U-321RM/UF-3JT/UF-300WP	フラッシュバルブ、その他一式								
3	洗面カウンター ※オーバーフローあり ボウル (1穴)	L=1.21m 1方エブロン	600タイプ	TOTO : MC60/TLG10302J	シングルレバー混合水栓、止水栓×2						1		1
				LIXIL : MB-501KAWS (1210)/LF-WF340SYC	壁排水金具、ブラケット、その他一式								
4	洗面カウンター ※オーバーフローあり ボウル (2穴)	L=1.98m 1方エブロン	600タイプ	TOTO : MC60/TLG10302J	シングルレバー混合水栓、止水栓×2					1		1	2
				LIXIL : MB-501KD7WS (1980)/LF-WF340SYC	壁排水金具、ブラケット、その他一式								
5	洗面カウンター ※オーバーフローあり ボウル (1穴)	L=1.98m 2方エブロン	600タイプ	TOTO : MC60/TLG10302J	シングルレバー混合水栓、止水栓×2		1						1
				LIXIL : MB-501KD7WL (1980)/LF-WF340SYC	壁排水金具、ブラケット、その他一式								
6	手洗器			TOTO : LSL870APR	壁掛手洗器 (ハンドル式手洗器)				1				1
				LIXIL : L-A74HC	トラップ、その他一式								
7	紙巻器			TOTO : YH650	樹脂製ワンタッチ2連				1	2	1	2	6
				LIXIL : CF-AA64									
8	化粧鏡			TOTO : YM3045FA	耐食鏡 (300×450)				1				1
				LIXIL : KF-3550AR									
9	洗濯機用排水金具			SANEI : H5501-50	洗濯機用トラップ		2						2
				KAKUDAI : 426-002									
10	シャワー金具			TOTO : TBV03301J1	シングル混合水栓 (壁付)		3		1				4
				LIXIL : BF-KA145TSG									
11	洗濯機用水栓			TOTO : TW11R	緊急止水 (逆止弁)		2						2
				LIXIL : LF-WJ50KQA									
12	タオル掛			TOTO : TS113A1R	バーステンレス製		3		1				4
				LIXIL : KF-11S									

工事名称	久米島町消防本部庁舎改修工事			工事年度	令和 8 年度		
工事場所	久米島町嘉手苅970番地			図面名称	1・2階機械設備平面詳細図 (改修後)		
発注機関	久米島町			縮 尺	S=1:50		
摘 要				図面番号	M - 08		
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	(株)アート設計		
				資格者氏名	前川 朝貞 第114945号		
				登録番号	(株)アート設計 第153-95号		
				所在地	那覇市銘苅3丁目23番16号		

工事名称				久米島町消防本部庁舎改修工事		工事年度		令和 8 年度	
工事場所				久米島町嘉手苅970番地		図面名称		1階機械設備平面図(改修前)	
発注機関				久米島町		縮 尺		S=1:100	
摘 要						図面番号		M - 09	
検 印	管理建築士		設 計	製 図	設 計 者	名 称		(株)アート設計	
						資格者氏名		前川 朝貞 第114945号	
						登 録 番 号		(株)アート設計 第153-95号	
						所 在 地		那覇市銘苅3丁目23番16号	

[illegible]

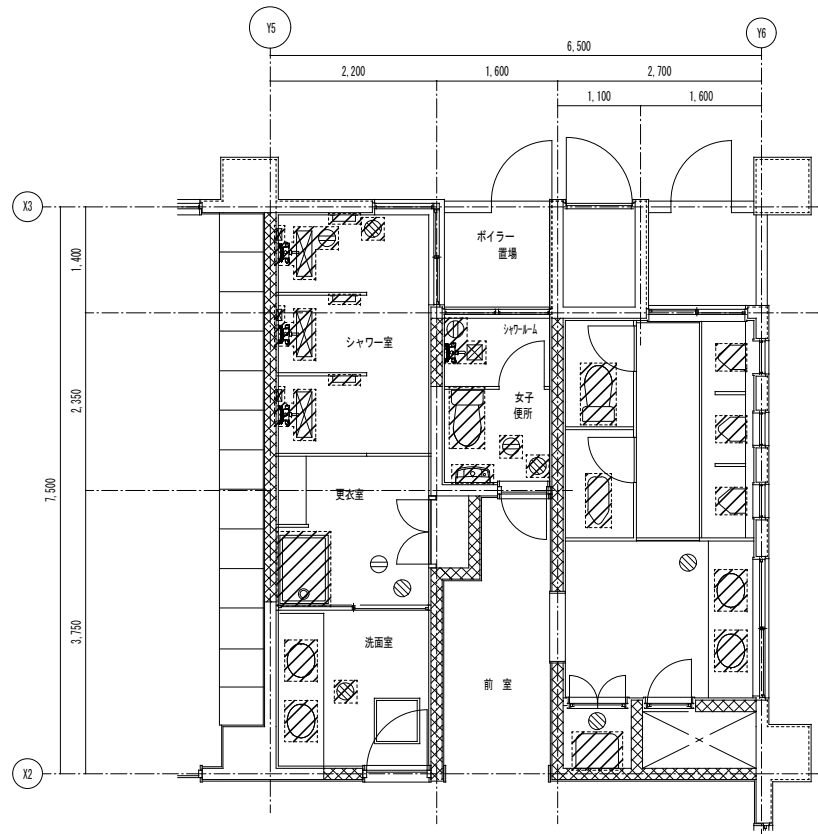
工事名称	久米島町消防本部庁舎改修工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	久米島町嘉手苅 970番地			図面名称	2階機械設備平面図(改修前)	
発注機関	久米島町			縮 尺	S=1:100	
摘 要				図面番号	M - 10	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	(株)アート設計
					資格者氏名	前川 朝貞 第114945号
					登録番号	(株)アート設計 第153-95号
					所 在 地	那覇市銘苅3丁目23番16号



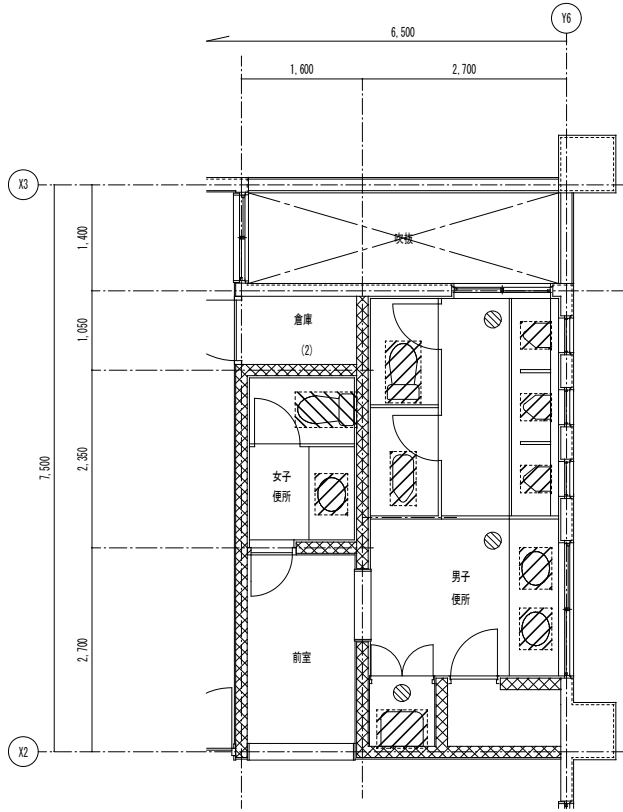
R階機械設備平面図(改修前) S=1/100

- 凡例
- 今回撤去を示す。
 - エアコン・換気扇は、現況使用箇所はそのまま再利用とする。
竣工以来、現在使用されていない箇所は今回撤去とする。
 - 消火器は令和4年15→8へ消防にて減とする。

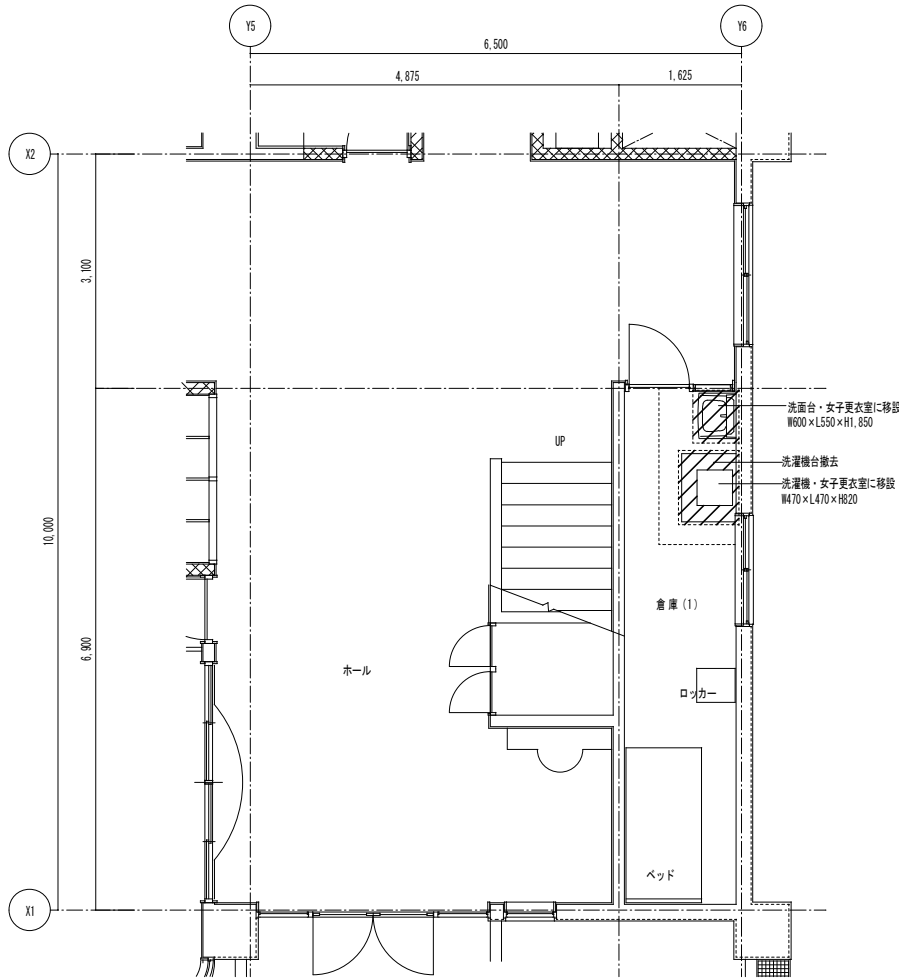
工事名称	久米島町消防本部庁舎改修工事			工事年度	令和8年度	
工事場所	久米島町嘉手苅970番地			図面名称	R階機械設備平面図(改修前)	
発注機関	久米島町			縮尺	S=1:100	
摘要				図面番号	M-11	
検印	管理建築士	設計	製図	名称	(株)アート設計	
				資格者氏名	前川 朝貞 第114945号	
				登録番号	(株)アート設計 第153-95号	
				所在地	那覇市銘苅3丁目23番16号	



1階機械設備平面詳細図(改修前) S=1/50



2階機械設備平面詳細図(改修前) S=1/50

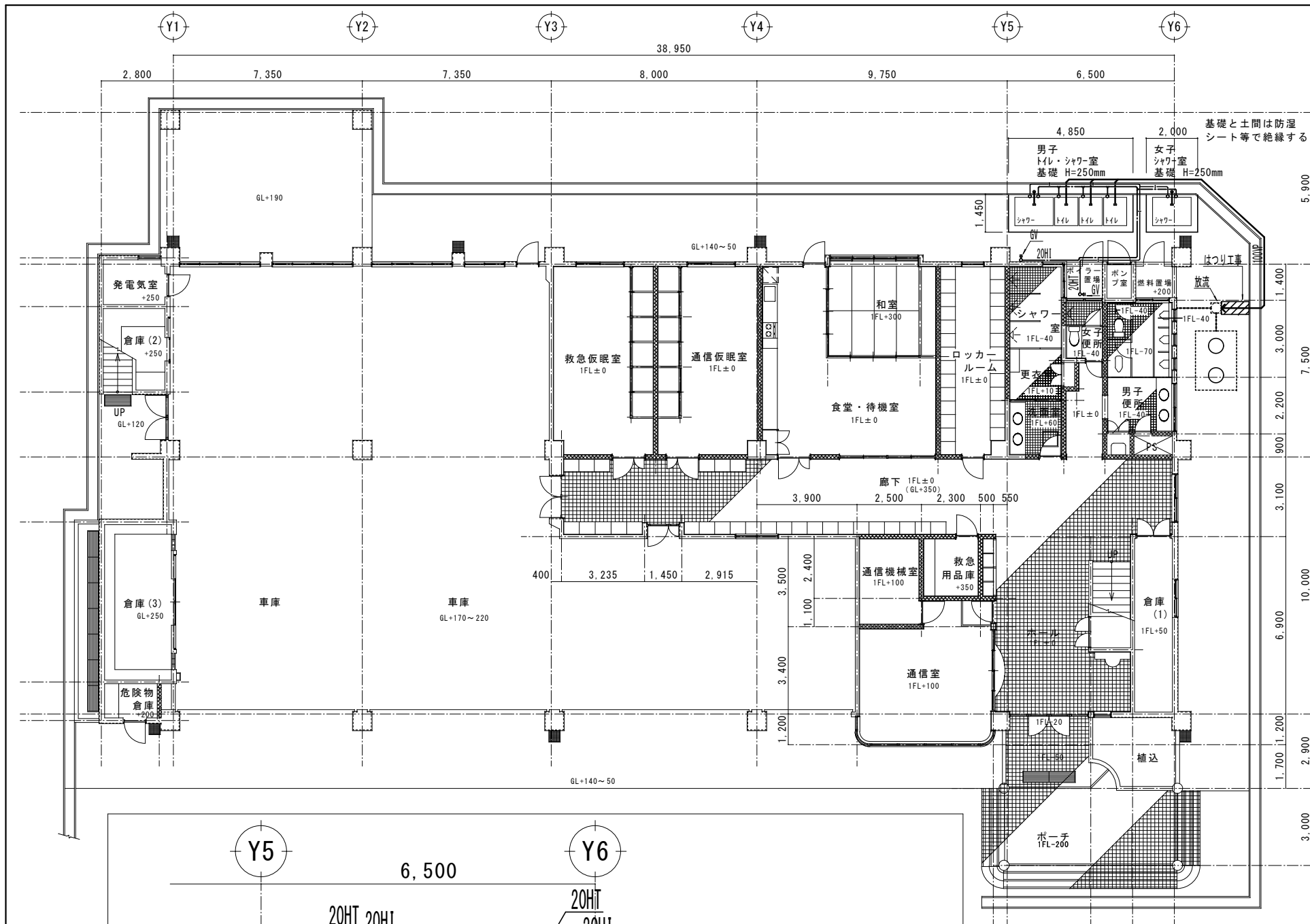


1階機械設備平面詳細図(改修前) S=1/50

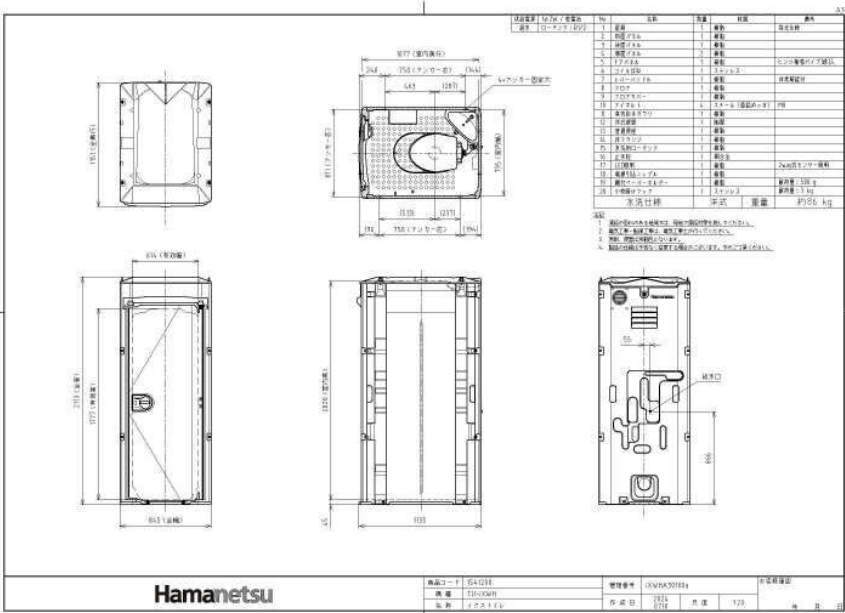
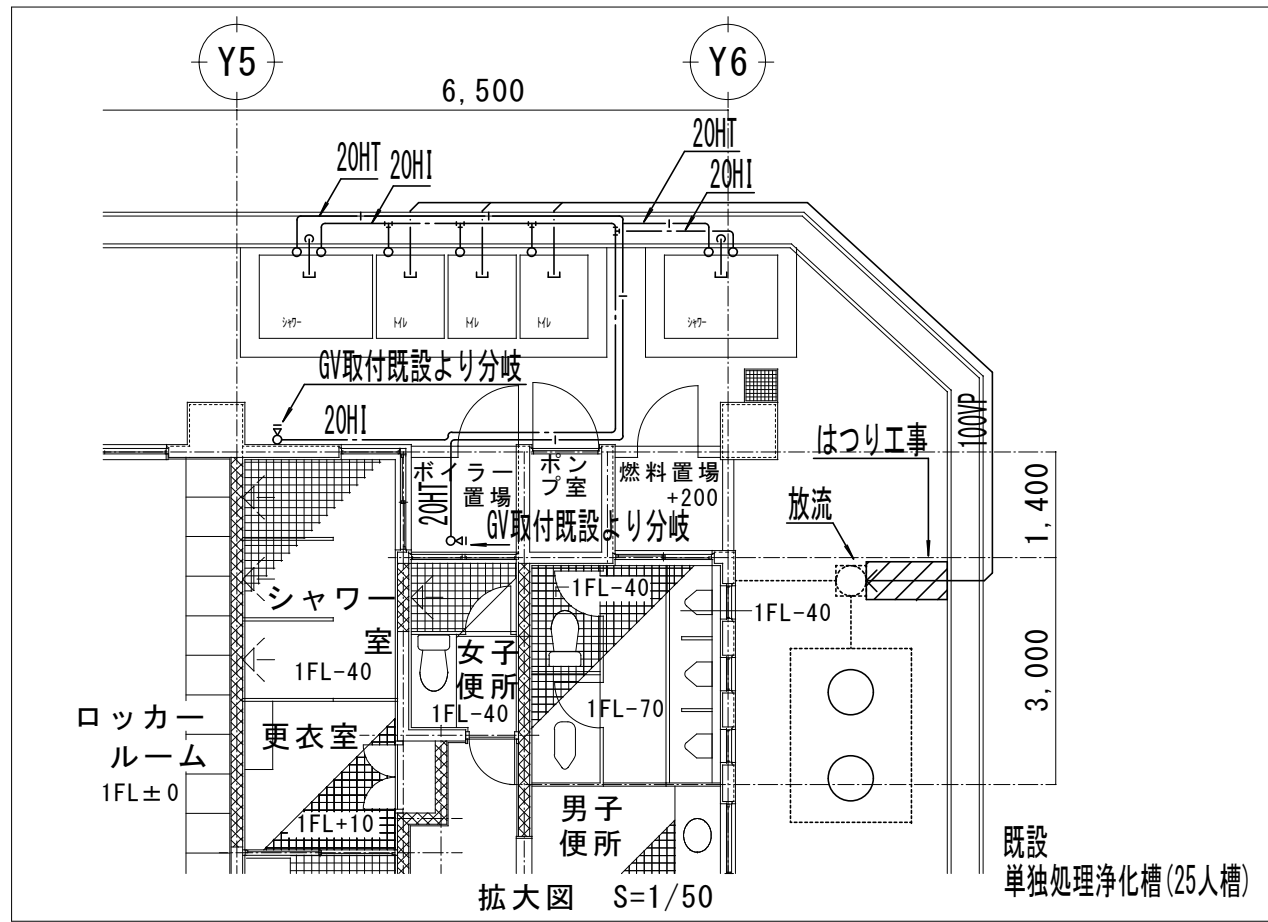
(階段下倉庫)

凡例
■■■■ ・・・今回撤去を示す。

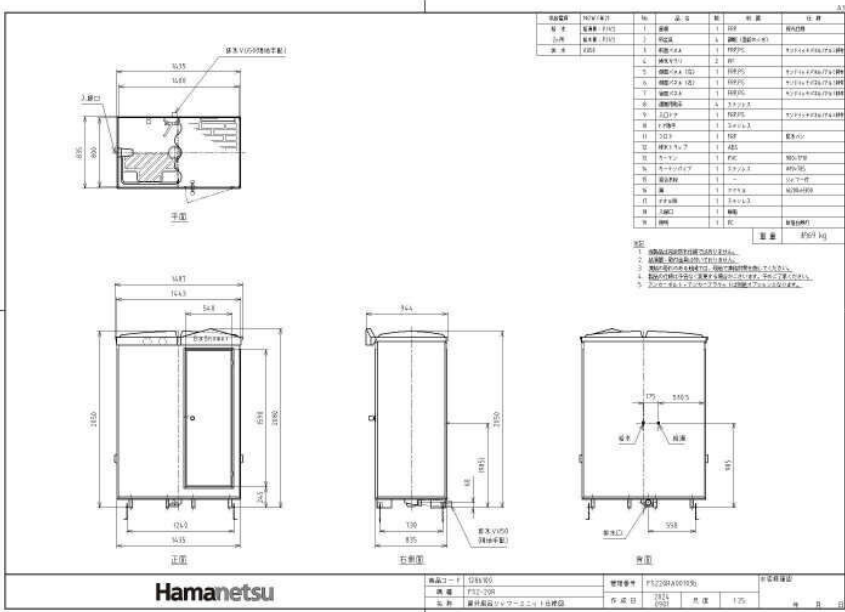
工事名称	久米島町消防本部庁舎改修工事			工事年度	令和 8 年度	
工事場所	久米島町嘉手苅970番地			図面名称	1・2階機械設備平面詳細図(改修前)	
発注機関	久米島町			縮 尺	S=1:50	
摘 要				図面番号	M - 12	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	(株)アート設計	
				資格者氏名	前川 朝貞 第114945号	
				登録番号	(株)アート設計 第153-95号	
				所 在 地	那覇市銘苅3丁目23番16号	



1階平面図 S=1/100



仮設トイレ参考図



仮設シャワーユニット参考図

工事名称	久米島町消防本部庁舎改修工事	工事年度	令和 8 年度
工事場所	久米島町嘉手苅970番地	図面名称	仮設トイレ・シャワー配置図
発注機関	久米島町	縮 尺	S=1:100
適 用		図面番号	KM - 01
検 印	管理建築士	設 計	名 称 (株) アート設計
		製 図	資格者氏名 前川 朝貞 第114945号
			登録番号 (株) アート設計 第153-95号
			所 在 地 那覇市銘苅3丁目23番16号